

公益財団法人

在宅医療助成 勇美記念財団

2023 年度【後期】

公募助成事業

募集要項（一部抜粋）

※申請は専用システムより行います。

紙媒体での申請は原則不可となりますので、ご注意ください。

詳細および専用システムは以下の URL よりご確認ください。

勇美記念財団公募助成システム

URL : <https://zaitakuiryo-yuumizaidan.yoshida-p.net/>

「第 19 回在宅医療推進フォーラム」開催のご案内

当財団では毎年 11 月 23 日は「在宅医療の日」として、

「在宅医療推進フォーラム」を開催しています。

今年は 2023 年 11 月 23 日（木・祝日）東京ビッグサイト 国際会議場にて開催します。なお、当日の同時配信はありません。アーカイブを後日配信する予定です。皆様のご参加をお待ちしております。

【詳細・参加お申込はコチラから】

（参加費無料です）

URL : [https://www.yuumi.or.jp/doctor\\_forum/forum\\_19th/](https://www.yuumi.or.jp/doctor_forum/forum_19th/)



公益財団法人 在宅医療助成

勇美記念財団

## はじめに

本募集要項は、公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団（以下、「当財団」とする）の公募助成を申請するにあたり、手続き全体の流れを理解していただき、あるいは何に注意をしていただきたいかなど、基本的な事項を記載しています。

申請にあたっては、本募集要項をよくお読みいただき、申請ください。

なお、ご不明な点については財団事務局までお問い合わせください。

## 公募助成について

毎年度、前期と後期に公募助成事業を実施しています。

助成の基本的な考え方は、当財団の設立目的である「個人の尊厳を尊重した利用者本位の在宅医療を始め医療・福祉・介護に関する各種地域サービスの提供を推進するため、先駆的かつモデル的な在宅医療等に関する事業に対する助成等を行うことにより、地域における医療福祉及び公衆衛生の向上に寄与すること」により、技術的な調査研究に留まらず、提供者側・利用者側双方の視点から在宅医療の課題を明確化したり、これからの在宅医療の開発、方向性・在り方などの提案や政策提言等を可能とする調査研究等に対し、助成します。

なお、当財団の助成には調査研究等への助成を目的とした「在宅医療推進のための調査研究等への助成」と、普及啓発や人材育成等への助成を目的とした「在宅医療推進のための普及啓発・人材育成等への助成」があります。

## 勇美記念財団について

在宅医療助成 勇美記念財団は、2000年に株式会社オートバックスセブンの創業者の一人である住野勇（初代理事長）の寄付によって設立された財団法人（現公益財団法人）です。

当財団は、病気や障がいがあっても在宅で生活を送ることができるよう、それぞれの地域に応じた在宅医療の推進や個人の尊厳を尊重した利用者本位の在宅医療が提供されることを目的に様々な事業を行っています。

財団名にある「勇美（ゆうみ）」は、初代理事長の住野勇の「勇」、その妻美代子の「美」に由来します。

## 用語集

### ・公募助成システム

正式名称を「勇美記念財団公募助成システム」（以下、「システム」という）といいます。  
公募助成の申請や、申請者との各種連絡をおこなうためのシステムです。

### ・マイページ

公募助成システムにログインすると表示されるページです。  
申請や各種手続き、財団事務局との各種連絡をおこなうことができます。

### ・個人申請

助成の種類により「個人申請」および「法人申請」があります。  
個人で申請する場合は「個人申請」となります。  
※法人格を持たない団体の申請は「個人申請」となります。

### ・法人申請

助成の種類により「個人申請」および「法人申請」があります。  
法人格を持つ団体が申請する場合は「法人申請」となります。  
※今後、法人化を予定している団体等は財団事務局までお問い合わせください。

### ・申請者

公募助成に申請する者で、調査研究などの代表者となる者。

### ・推薦者

公募助成【論文枠】一般公募「在宅医療推進のための研究」へ申請する際に、申請者を推薦する者。

### ・実施責任者

法人申請をする場合、調査研究などの中心となる者。  
**※法人申請の場合は、実施責任者がシステムのマイページに登録し申請をしてください。**

### ・事務連絡担当者

申請者と共同して、財団事務局との連絡窓口を担当する者。

### ・助成期間

助成期間の開始は「交付決定通知書の発行日」となります。  
助成期間の終了は「各助成の種類別の助成期間終了日まで」となります。  
※各助成の種類により、助成の終了期間が異なりますのでご注意ください。

### ・交付決定通知書

採択者へ当財団より交付する書類です。

通知書には交付決定金額や、交付に関する条件などが記載してあります。

### ・助成承諾書

交付決定通知書を受領した採択者が、交付決定通知書の内容を確認し、当財団の助成を受けることを承諾した場合に記入する書類です。

### ・助成金使途内訳

助成金の使用目的を科目別に表したもので、申請時には「助成金使途内訳（計画書）」を作成し提出。終了時には「助成金出納帳」を提出する。



## 申請上の注意事項

※締め切り時間を過ぎた申請は受理致しません。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

1. **個人申請の場合は、申請者がシステムのマイページに登録し申請をしてください。**  
**法人申請の場合は、実施責任者がシステムのマイページに登録し申請をしてください。**
2. 当財団からの連絡は、原則的に個人申請の場合は「申請者」に、法人申請の場合は「申請者」および「実施責任者」に行います。  
また、個人申請、法人申請いずれの場合も、「事務連絡担当者」を選任された際は「事務連絡担当者」へも連絡します。この場合、「事務連絡担当者」との間で十分に情報共有を図ってください。
3. 申請日時点で、調査研究などに対する助成を受けている者は、「在宅医療等推進のための調査研究への助成」について受け付けられません。
4. 一人の申請者が同時に「在宅医療等推進のための調査研究への助成」へ複数申請することはできません。
5. 当財団の助成対象者は、同時に類似テーマによる他機関の助成を受けることを禁止しています。
  - ①他機関から類似のテーマで助成を受けている場合は、申請はできません。
  - ②当財団の助成を受ける場合、他機関の助成を辞退することを条件とします。  
**※申請時に類似のテーマで他機関にも申請している、または申請を予定している場合は、必ず申請書類にその旨を記載すること。**
  - ③当財団への助成期間中に他機関から類似テーマで助成を受けたことが発覚した場合、当財団の助成は辞退したものとみなし、助成金の返金いただく場合があります。
6. 同一機関（法人）等から複数の申請があった場合は、事前に状況を確認することがあります。
7. 申請書類に不足や不備があった場合、もしくは応募資格を満たしていない場合は、選考の対象から除外される可能性があります。
8. 助成期間中は、資料、販促物、成果物等の販売は認められません。
9. 採択後に理由なく、研究の計画・方法等の大幅な変更は認められません。  
ただし、やむを得ず変更が生じる場合は、事前に財団事務局に相談ください。
10. 原則的に申請時の助成金使途内訳と異なる支出はお控えください。  
やむを得ず変更が生じる場合は、事前に財団事務局に相談ください。
11. 支出しなかった助成金（残金）がある場合は返金いただきます。  
財団事務局にて「助成金出納帳」を確認後、返金方法を指示します。

12. 終了報告時に提出された「助成金出納帳」を確認した結果、当財団が認めていない支出がある場合、返金いただくことがあります。
13. 感染症予防対策について、十分にご留意ください。

## 公募助成（募集開始から助成金交付まで）の流れ

|   | 手 続              | 内 容                              | 時 期<br>(前期)   | 時 期<br>(後期)     |
|---|------------------|----------------------------------|---------------|-----------------|
| ① | 募集開始<br>(申請受付)   | ホームページへの掲載<br>関係機関等への配布など        | 4月上旬～<br>5月末日 | 11月上旬～<br>12月上旬 |
| ② | 選 考              | 選考委員会の開催                         | 7月上旬          | 2月上旬            |
| ③ | 助成対象者決定<br>結果の通知 | 理事会による決定<br>交付決定通知書の送付           | 8月下旬～<br>9月上旬 | 2月下旬～<br>3月上旬   |
| ④ | 助成の承諾            | 助成承諾書の返送<br>(振込先口座の登録)           | 9月上旬          | 3月上旬            |
| ⑤ | 助成金交付            | 登録した口座への助成金振込<br>※採択者のホームページへの掲載 | 9月中旬～<br>9月末  | 3月中旬～<br>3月末    |

※時期は目安です。

### 助成期間の考え方について

| 開 始           | 終 了              |
|---------------|------------------|
| 交付決定通知書の発行日より | 公募の種類別の助成期間終了日まで |

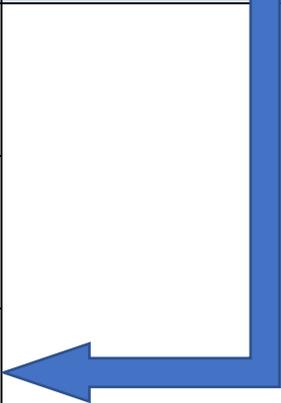
# 申請について

## 1. 申請の流れ

申請の流れは次のとおりです。

申請はすべてシステムからおこないます。操作方法は別途「申請用マニュアル」を参照ください。

| ① | (初めて申請される方)<br>マイページの<br>ID・パスワードをお持ちでない方 | マイページの<br>ID・パスワードをお持ちの方 |
|---|---|--------------------------|
| ② | 申請者情報の登録                                  |                          |
| ③ | マイページのIDとパスワードを取得                         |                          |
| ④ | マイページにログイン                                |                          |
| ⑤ | 申請情報の登録                                   |                          |
| ⑥ | 申請完了<br>※控え (PDF) を保管してください。              |                          |



### ※注意事項

①申請完了後、申請を受付した旨のメールが届かない場合は、財団事務局までお問い合わせください。

②申請完了後の取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

やむを得ず、変更などがある場合は、財団事務局までご連絡ください。

## 選考について

1. 選考については、選考委員会にて公正に審査します。  
なお、選考委員は当財団ホームページに掲載しています。
2. 選考結果は、理事会で承認後申請者へご連絡します。
3. 選考により、交付金額が申請金額より減額したり、交付条件が付く場合があります。
4. 助成対象者は当財団のホームページに掲載します。
5. 採否結果については、システムより通知します。  
なお、電話、メール等による採否結果等についてはお答えできません。

※選考にあたり、申請者または連絡責任者の方に問い合わせをさせていただくことがあります。

## **在宅医療等推進のための調査研究等への助成**

**一般公募「在宅医療推進のための研究」**

**【論文枠】一般公募「在宅医療推進のための研究」**

## 在宅医療等推進のための調査研究等への助成

### 一般公募「在宅医療推進のための研究」

|      |  |
|------|--|
| 趣旨   | 在宅医療の推進に関する調査研究への助成を目的とします。                            |
| テーマ  | 指定なし   |
| 必須条件 | 指定なし   |
| 対象者  | 在宅医療を推進する個人  |
| 申請区分 | 個人申請：あり<br>法人申請：なし                                     |
| 申請期間 | 2023年11月6日（月）～12月8日（金）17時まで<br>※締め切り日時を過ぎた申請は受付できません。  |
| 申請方法 | 専用システムより申請   |
| 助成総額 | 2,000万円  |
| 助成期間 | 1年間（～2025年3月末まで）または2年間（～2026年3月末まで）<br>※申請時に期間を選択すること。 |
| 備考   | 19ページのカテゴリー一覧より、研究内容に最もふさわしい主要カテゴリーを1つ選択し、システムへ入力すること。 |

## 在宅医療等推進のための調査研究等への助成

### 【論文枠】一般公募「在宅医療推進のための研究」

※注意：2023年度（後期）より【論文枠】一般公募「在宅医療推進のための研究」に申請する場合は「推薦書」が必要です。要項をよく確認し申し込みください。

|             |   |
|-------------|---|
| 趣旨          | 在宅医療に関する調査研究をおこない、それらの結果等について論文化することを助成の目的とします。   |
| テーマ         | 指定なし  |
| 推薦書<br>【注意】 | 本公募に申請する場合、申請者が所属する機関の長または、所属する学会の長（学会長）の推薦書の提出が必要です。ただし、申請者が大学院生の場合は、指導教官を推薦者とします。   |
| 必須条件        | 原則として、助成期間内に次の①②の条件をすべて満たすものとします。<br>①研究成果について論文（原著論文）を作成すること。<br>②作成した論文（原著論文）は査読制度を有する学術誌等に投稿し、原則として受理されること。<br>※申請にあたり助成期間内で完遂できうる現実的な研究計画を策定すること。 |
| 助成対象者       | 在宅医療を推進する個人   |
| 申請区分        | 個人申請：あり<br>法人申請：なし  |
| 申請期間        | 2023年11月6日（月）～12月8日（金）17時まで<br>※締め切り日時を過ぎた申請は受付できません。   |
| 申請方法        | 専用ホームページより申請  |
| 助成総額        | 800万円（ただし、1件あたりの助成金額の上限は400万円）  |
| 助成期間        | 原則として論文の作成期間を含め2年間（～2026年3月末まで）   |
| 備考          | 19ページのカテゴリー一覧より、研究内容に最もふさわしい主要カテゴリーを1つ選択し、システムへ入力すること。  |

## カテゴリー一覧

一般公募「在宅医療推進のための研究」、【論文枠】一般公募「在宅医療推進のための研究」に申請された方は、研究内容に最もふさわしい主要カテゴリーを以下の表を参考にして、1つ選択し、システムへ入力してください。

|    | カテゴリー名     | 備考        |
|----|------------|-----------|
| 1  | 在宅医療       |           |
| 2  | 小児在宅医療     | 医療的ケア児を含む |
| 3  | 在宅歯科       |           |
| 4  | 訪問看護       |           |
| 5  | 難病         |           |
| 6  | 障がい        | 精神障がいを除く  |
| 7  | 精神疾患       | 精神障がいを含む  |
| 8  | 認知症        |           |
| 9  | 感染症        | 感染症対策を含む  |
| 10 | 薬剤         | 訪問薬剤師を含む  |
| 11 | 食支援        |           |
| 12 | リハビリテーション  |           |
| 13 | 生活支援       | 健康管理を含む   |
| 14 | 家族、介護者支援   |           |
| 15 | ACP、意思決定支援 | 人生会議を含む   |
| 16 | 多職種連携      |           |
| 17 | 地域包括ケアシステム | 地域づくりを含む  |
| 18 | ICT        |           |
| 19 | 災害時支援      |           |
| 20 | 教育・研究      |           |
| 21 | 事業運営、経営    |           |
| 22 | その他        |           |

※該当カテゴリーのご判断は申請者ご自身で行ってください。

**在宅医療等推進のための普及啓発、人材育成等への助成**

**「市民の集い開催への助成」**

**「在宅医療推進のための多職種連携研修会への助成」**

**「在宅医療推進のための学会等への助成」**

**「在宅医療推進に寄与するモデル的な研修プログラム構築のための助成」**

## 在宅医療等推進のための普及啓発、人材育成等への助成

### 「市民の集い開催への助成」

|      |   |
|------|---|
| 趣旨   | 在宅医療推進のための市民の集い（市民公開講座など）の開催、冊子・動画の作成および配布をすることにより、市民への在宅医療の啓発を目的とします。                  |
| テーマ  | 次の①～③のいずれかのテーマを選択してください。（複数選択可能）<br>①ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について<br>②在宅における看取りについて<br>③その他 |
| 必須条件 | ①市民の参加<br>②参加費無料  |
| 対象者  | 在宅医療を推進する個人または法人  |
| 申請区分 | 個人申請：あり<br>法人申請：あり  |
| 申請期間 | 2023年11月6日（月）～12月8日（金）17時まで<br>※締め切り日時を過ぎた申請は受付できません。                                   |
| 申請方法 | 専用システムより申請  |
| 助成総額 | 360万円（ただし、1件あたりの助成金額の上限は30万円）   |
| 助成期間 | 1年間（～2025年3月末まで）  |
| 備考   | 開催1か月前までに「チラシ」をシステムから提出すること。<br>全国大会や学術集会の中で開催される「市民講座」等は「在宅医療推進のための学会等への助成」へ申請してください。  |

## 在宅医療等推進のための普及啓発、人材育成等への助成

### 「在宅医療推進のための多職種連携研修会への助成」

|       |  |
|-------|--|
| 趣旨    | 在宅医療の推進や啓発等を目的とした地域での多職種連携のネットワーク作りを目的とした研修会等の開催に助成します。                                    |
| テーマ   | 指定なし   |
| 必須条件  | ①開催地域は申請者の地元地域（医療圏域・市区町村など）に限る<br>②同一地域の多職種（市民を含む）の参加<br>③参加費無料                            |
| 助成対象者 | 在宅医療に携わる個人または法人  |
| 申請区分  | 個人申請：あり<br>法人申請：あり   |
| 申請期間  | 2023年11月6日（月）～12月8日（金）17時まで<br>※締め切り日時を過ぎた申請は受付できません。                                      |
| 申請方法  | 専用システムより申請   |
| 助成総額  | 500万円（ただし、1件あたりの助成金額の上限は50万円）  |
| 助成期間  | 1年間（～2025年3月末まで）   |
| 備考    | 開催1か月前までに「チラシ」をシステムから提出すること。<br>全国大会や学術集会の中で開催される「多職種連携研修会」等は「在宅医療推進のための学会等への助成」へ申請してください。 |

## 在宅医療等推進のための普及啓発、人材育成等への助成

### 「在宅医療推進のための学会等への助成」

|      |   |
|------|---|
| 趣旨   | 在宅医療に関する学会や学会内の在宅医療に関するプログラム等に対し助成します。  |
| テーマ  | 指定なし  |
| 必須条件 | 在宅医療に関する内容であること。  |
| 対象者  | 在宅医療を推進する学会等  |
| 申請区分 | 個人申請：なし<br>法人申請：あり<br>※今後、法人化を予定している団体等は財団事務局までお問い合わせください。  |
| 申請期間 | 2023年11月6日（月）～12月8日（金）17時まで<br>※締め切り日時を過ぎた申請は受付できません。   |
| 申請方法 | 専用システムより申請  |
| 助成総額 | 650万円   |
| 助成期間 | 1年間（～2025年3月末まで）  |
| 備考   | 開催1か月前までに「チラシ」をシステムから提出すること。<br>「市民講座」や「多職種連携研修会」を全国大会や学術集会の中で開催する場合は、「在宅医療推進のための学会等への助成」の扱いとなります。<br>「市民の集い開催への助成」や「在宅医療推進のための多職種連携研修会への助成」での申請は受け付けません。 |

